

森林づくりに関する意見交換会

～これからの森林づくりを考える～

滋賀県の森林は、琵琶湖の水源涵養をはじめ、県土の保全、地球温暖化防止、木材生産といった多面的な機能の発揮を通じて、県民の生活に様々な恩恵をもたらしています。

県では平成17年度から令和2年度までを期間とする琵琶湖森林づくり基本計画(第1期)を策定し、森林の多面的機能の持続的発揮に向けた取り組みを進めてまいりました。

今回、令和3年度から始まる第2期計画の策定にあたり、県民の皆様や関係者の皆様の意見を広くお聴きするため、県内5か所で意見交換会を開催いたします。

多くの皆様のご参加をお待ちしております。

会場名	開催場所	開催日時	問い合わせ・申し込み先
大津会場	大津合同庁舎 7階 7-D会議室 (大津市松本一丁目 2-1)	令和2年1月16日(木) 14:00~16:00	西部・南部森林整備事務所 TEL:077-527-0655/FAX:077-523-1831 dj35@pref.shiga.lg.jp
甲賀会場	甲賀合同庁舎 3階 3-B会議室 (甲賀市水口町水口 6200)	令和2年1月20日(月) 14:00~16:00	甲賀森林整備事務所 TEL:0748-63-6117/FAX:0748-63-3927 dj30@pref.shiga.lg.jp
長浜会場	湖北合同庁舎 1階 第1会議室 (長浜市平方町 1152-2)	令和2年1月21日(火) 14:00~16:00	湖北森林整備事務所 TEL:0749-65-6617/FAX:0749-63-4155 dj33@pref.shiga.lg.jp
高島会場	高島合同庁舎 2階 2-A会議室 (高島市今津町今津 1758)	令和2年1月22日(水) 14:00~16:00	西部・南部森林整備事務所高島支所 TEL:0740-22-6030/FAX:0740-22-6265 dj34@pref.shiga.lg.jp
東近江会場	東近江合同庁舎 職員会館2階 集会室(大) (東近江市八日市緑町 7-23)	令和2年1月28日(火) 10:00~12:00	中部森林整備事務所 TEL:0748-22-7717/FAX:0748-22-8798 dj31@pref.shiga.lg.jp

参加申込書

参加を希望される会場の申し込み先に FAX、メールで申し込んでください。

氏名	お住まいの市町	所属等

【内容】

- 滋賀県の森林・林業の現状と課題
- 琵琶湖森林づくり基本計画(第1期)の成果と課題
- 琵琶湖森林づくり県民税による取組
- 琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の策定状況 ほか



琵琶湖森林づくり基本計画について

琵琶湖森林づくり基本計画では、琵琶湖森林づくり条例の規定に基づき、その理念の実現に向け、総合的かつ計画的な施策の方向性を示しています。

基本方向	琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進	
基本方針	・森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり ・県民全体で支える森林づくり	
基本施策	(1)環境に配慮した森林づくりの推進 (3)森林資源の循環利用の促進	(2)県民の協働による森林づくりの推進 (4)次代の森林を支える人づくりの推進

琵琶湖森林づくり県民税について

琵琶湖森林づくり基本計画を着実に実行するために、琵琶湖と森林の関係を重視しながら、公益的機能の高度発揮に重点をおいた「環境重視の森林づくり」を推進することと、広く県民が森林に対する理解と関心を深め、「県民との協働による森林づくり」を推進するという、新たな視点に立った「琵琶湖森林づくり事業」を展開するために必要な費用として、平成18年度より、県民の皆様から「琵琶湖森林づくり県民税」をいただいています。

納税義務者	個人:1月1日現在で滋賀県に住所等を有する人 法人:滋賀県内に事務所等を有する法人等
納める額	個人:1人年額 800 円(個人県民税均等割に上乘せ) 法人:資本等の金額により年額 2,200 円から 88,000 円まで

【琵琶湖森林づくり事業の取組事例】



陽光差し込む適切な森林整備



公共建築物への「びわ湖材※」の利用
※びわ湖材:産地証明された県産材



森林環境学習「やまのこ」

【このチラシに関する問い合わせ】

滋賀県 琵琶湖環境部 森林政策課 林政企画係

TEL:077-528-3914/FAX:077-528-4886/メール:dj00@pref.shiga.lg.jp